

認定第1号

平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成20年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求める。

平成21年9月3日提出

大口町長 酒 井 鎧

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金の運用状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、平成20年度における特定の目的のために定額の資金を運用するための基金の運用状況を、別紙監査委員の意見をつけて提出する。

平成21年9月3日提出

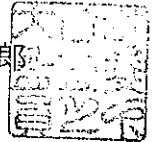
大口町長 酒 井 鎧



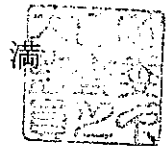
大 監 委 第 3 5 号
平成21年8月17日

大口町長 酒 井 鎧 様

大口町監査委員 鈴木 鹿太郎



大口町監査委員 柘 植



平成20年度大口町各会計決算及び基金の運用状況の
審査に係る意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、平成20年度大口町各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに同法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成20年度

大口町一般会計・特別会計・歳入歳出決算
及び基金の運用状況審査意見書

大口町監査委員

目

次

第1 審査の概要

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の手続	1

第2 審査の結果

1	総括	2
(1)	決算規模	2
(2)	決算収支	2
(3)	予算の執行状況	3
(4)	町債の償還状況（一般会計・公共下水道事業特別会計）	4
(5)	財政の構造	4
(6)	資金事情	8
2	一般会計	10
3	土地取得特別会計	12
4	介護保険特別会計	13
5	国民健康保険特別会計	15
6	老人保健特別会計	17
7	後期高齢者医療特別会計	18
8	国際交流事業特別会計	19
9	公共下水道事業特別会計	20
10	農業集落家庭排水事業特別会計	22
11	社本育英事業特別会計	23
12	財産に関する調書	24
13	基金の状況	25
14	土地開発基金運用状況	26
むすび		27

注 記

- 文中及び表中の金額は、原則として円単位とし、「町債の償還状況」「財政の構造」「財産に関する調書」及び「基金の状況」については、千円単位（千円未満は四捨五入）とした。そのため、差額又は合計金額が異なる場合がある。
- 比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 構成比率(%)は、合計が100となるよう一部調整した。
- 「0.0」は、当該数値はあるが表示単位未満のものである。
- 「-」は当該数値のないもの、△印は減額を示すものである。

平成20年度大口町各会計決算及び基金の運用状況審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成20年度一般会計歳入歳出決算
平成20年度土地取得特別会計歳入歳出決算
平成20年度介護保険特別会計歳入歳出決算
平成20年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算
平成20年度老人保健特別会計歳入歳出決算
平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
平成20年度国際交流事業特別会計歳入歳出決算
平成20年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
平成20年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
平成20年度社本育英事業特別会計歳入歳出決算
平成20年度決算付属書類
平成20年度基金の運用状況を示す書類

2 審査の期間

平成21年7月23日から平成21年7月30日まで

3 審査の手続

この審査にあたっては、町長から提出された、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合など通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

1 総 括

(1) 決 算 規 模

一般会計及び特別会計の決算額は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	総 計 額	前年度総計額
予 算 現 額	8,950,591,000	3,932,515,000	12,883,106,000	15,976,035,000
決 算 額	歳 入 額	3,692,507,721	12,474,143,531	16,017,119,504
	歳 出 額	3,545,808,652	11,692,724,769	15,295,430,856
	歳入歳出差引額	146,699,069	781,418,762	721,688,648

この総計額を前年度と比較すると、歳入額は、3,542,976千円 (22.1%) の減少となっている。

このうち一般会計の歳入額は、対前年度比 2,397,710千円 (21.4%) の減少となっている。これは、前年度までに大口中学校建設事業が終了したことなどにより、国庫支出金が対前年度比560,450千円 (73.5%)、繰入金が対前年度比596,797千円 (61.3%) とそれぞれ減少したこと、さらには昨年秋以降の急激な景気後退により、自動車関連企業を中心に法人町民税が対前年度比399,141千円 (18.0%) 減少したことが主な要因となっている。

特別会計の歳入額については、対前年度比 1,145,266千円 (23.7%) の減少となっている。これは、平成20年度から創設された後期高齢者医療特別会計において140,971千円新たな支出があり、介護保険特別会計が対前年度比 5,834千円 (0.8%)、社本育英事業特別会計が対前年度比4,890千円 (414.2%) それぞれ増加したものの、国民健康保険特別会計が対前年度比 106,854千円 (5.6%)、老人保健特別会計が対前年度比 1,109,637千円 (90.7%)、公共下水道事業特別会計が対前年度比 77,054千円 (8.2%)、農業集落家庭排水事業特別会計が対前年度比 3,865千円 (16.0%) それぞれ減少したことが主な要因となっている。

歳出額は、総計額で対前年度比 3,602,706千円 (23.6%) の減少となっている。

このうち一般会計の歳出額は、対前年度比2,430,030千円 (23.0%) の減少となっている。これは、財政調整基金による積立などにより、総務費が対前年度比186,698千円 (11.3%) 増加したものの、前年度までに大口中学校建設事業が終了したことなどにより、教育費が対前年度比2,672,216千円 (58.8%) 減少したことが主な要因となっている。

特別会計の歳出額については、対前年度比 1,172,676千円 (24.9%) の減少となっている。これは、平成20年度から創設された後期高齢者医療特別会計において140,593千円新たな支出があったものの、介護保険特別会計が対前年度比 1,525千円 (0.2%)、国民健康保険特別会計が対前年度比 120,001千円 (6.6%)、老人保健特別会計が対前年度比 1,111,367千円 (90.9%)、公共下水道事業特別会計が対前年度比 76,767千円 (8.2%)、農業集落家庭排水事業特別会計が対前年度比 3,865千円 (16.0%) それぞれ減少したことが主な要因となっている。

(2) 決算収支

総計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は、前年度の721,688,648円に引き続き、781,418,762円と黒字であり、実質収支額も683,354,015円の黒字となっている。この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は、38,334,633円の赤字であり、この内訳は一般会計が65,745,367円の赤字、特別会計が27,410,734円の黒字となっている。

決算収支の推移

（単位：円）

区分	年度 会計別	平成20年度		
		一般会計	特別会計	計
形式収支		634,719,693	146,699,069	781,418,762
実質収支		536,654,946	146,699,069	683,354,015
単年度収支		△65,745,367	27,410,734	△38,334,633

区分	年度 会計別	平成19年度		
		一般会計	特別会計	計
形式収支		602,400,313	119,288,335	721,688,648
実質収支		602,400,313	119,288,335	721,688,648
単年度収支		88,319,488	△33,730,233	54,589,255

区分	年度 会計別	平成18年度		
		一般会計	特別会計	計
形式収支		527,973,825	155,393,568	683,367,393
実質収支		514,080,825	153,018,568	667,099,393
単年度収支		154,164,990	38,949,077	193,114,067

(3) 予算の執行状況

歳入決算額は、総予算額に対し、408,962,469円の減少となり、96.8%（前年度100.3%）となっている。また、調定額12,876,822,810円に対する収入率は96.9%（前年度97.5%）で前年度より0.6ポイント減少し、収入未済額359,922,029円は前年度に比べ4,297,551円（1.2%）の増加となっている。

一方、歳出決算額は、総予算額に対し、90.8%（前年度95.7%）の執行率で、翌年度繰越額503,208,118円（前年度0円）及び不用額687,173,113円（前年度680,604,144円）を生じ、不用額に関していえば前年度より6,568,969円（1.0%）の増加となっている。

平成20年度会計別の歳入歳出に関する事項は、それぞれ後述するとおりである。

(4) 町債の償還状況（一般会計・公共下水道事業特別会計）

町債の償還額並びに年度末現在高は、次表のとおりである。

町 債 の 状 況

(単位：千円)

	平成19年度末 現在高	平成20年度 発行額	平成20年度 償還額	平成20年度末 現在高
一般会計	2,627,248	0	元金 209,300 利子 43,847	2,417,948
下水道事業 特別会計	4,343,524	174,000	元金 165,369 利子 118,122	4,352,155
合 計	6,970,772	174,000	元金 374,669 利子 161,969	6,770,103

本年度の償還額は536,638千円で、前年度に比べ 29,823千円 (5.3%) の減少となっている。

(5) 財政の構造

財政構造については、地方財政状況調査の基準にしたがって分析的に考察すれば、概ね次のとおりである。

① 歳入の構成

ア 自主財源と依存財源に区分し、年度別に比較すると次表のとおりである。

自主財源・依存財源年度別比較

(単位：千円：%)

年 度 区 分	平成20年度		平成19年度	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
自主財源	7,582,802	86.3	8,457,194	75.7
依存財源	1,198,834	13.7	2,722,152	24.3
計	8,781,636	100.0	11,179,346	100.0

本年度における自主財源と依存財源の構成割合は 86.3対13.7となっており、自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると10.6ポイントの増加となっている。この両財源の内容を前年度と比較すると、自主財源の主なものは町税が346,747千円、繰入金が596,797千円、使用料及び手数料が10,206千円の減額となり、繰越金が74,426千円、諸収入が10,197千円、寄附金が542千円の増額となっている。

依存財源は、国庫支出金が560,450千円、町債が945,400千円、地方消費税交付金が22,399千円の減額となり、地方特例交付金が30,133千円の増額となっている。

イ 経常的収入と臨時的収入

本年度における経常的収入と臨時的収入の構成割合は 86.3 対 13.7 となっており、前年度と比較すると、次表のとおりである。

経常的収入・臨時的収入年度別比較

(単位：千円：％)

区 分	平成20年度		平成19年度	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
経常的収入	7,578,213	86.3	7,929,590	70.9
臨時的収入	1,203,423	13.7	3,249,756	29.1
計	8,781,636	100.0	11,179,346	100.0

本年度の経常的収入は351,377千円の減額となっている。これは、県支出金が13,098千円、国庫支出金が2,419千円、地方特例交付金が30,133千円の増額となったものの、町税が346,760千円、地方消費税交付金が22,399千円の減額となったことが主な要因となっている。

臨時的収入は、2,046,333千円の減額となっている。これは、繰越金が74,426千円、地方交付税が3,885千円の増額となったものの、繰入金が596,797千円、国庫支出金が562,869千円、町債が945,400千円の減額となったことが主な要因となっている。

② 歳出の構成

本年度の一般会計における歳出決算額を性質別に区分し、前年度と比較すると、次表のとおりである。

一般会計性質別歳出決算額調

(単位：千円：%)

区 分	年 度	平成 20 年度		平成 19 年度		増減額	増減率
		決算額	構成比	決算額	構成比		
義務的経費	人件費	1,551,737	19.0	1,547,742	14.7	△3,995	0.3
	職員給	1,077,707	13.2	1,079,673	10.2	△1,966	△0.2
	扶助費	690,693	8.5	626,973	5.9	63,720	10.2
	公債費	253,146	3.1	288,799	2.7	△35,653	△12.3
	元利償還金	253,146	3.1	288,799	2.7	△35,653	△12.3
	小 計	2,495,576	30.6	2,463,514	23.3	32,062	1.3
投資的経費	普通建設事業	1,454,788	17.8	4,011,269	37.9	△2,556,481	△63.7
	補助事業費	65,565	0.8	2,184,929	20.6	△2,119,364	△97.0
	単独事業費	1,389,223	17.0	1,826,340	17.3	△437,117	△23.9
	災害復旧事業費	—	—	—	—	—	—
	失業対策事業費	3,112	0.1	—	—	3,112	皆増
	小 計	1,457,900	17.9	4,011,269	37.9	△2,553,369	△63.7
その他の経費	物件費	1,323,539	16.2	1,474,096	13.9	△150,557	△10.2
	維持補修費	70,423	0.8	66,911	0.6	3,512	5.2
	補助費等	1,026,511	12.6	872,342	8.3	154,169	17.7
	一部事務組合 に対するもの	512,064	6.3	523,976	5.0	△11,912	△2.3
	その他	514,447	6.3	348,366	3.3	166,081	47.7
	積立金	1,017,833	12.5	895,796	8.5	122,037	13.6
	投資及び出資金	1,300	0.1	—	—	1,300	皆増
	貸付金	47,000	0.6	47,000	0.4	0	0.0
	繰出金	706,834	8.7	746,018	7.1	△39,184	△5.3
	小 計	4,193,440	51.5	4,102,163	38.8	91,277	2.2
歳出合計		8,146,916	100.0	10,576,946	100.0	△2,430,030	△23.0

義務的経費 2,495,576千円は、対前年度比 32,062千円 (1.3%) の増加となっている。投資的経費1,457,900千円は、対前年度比2,553,369千円 (63.7%) の減少となっている。その他の経費4,193,440千円は、対前年度比 91,277千円 (2.2%) の増加となっている。

③ 財政構造の弾力性

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済変動や町民の要望に対応しうる弾力性を持つものでなければならない。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は、次表のとおりである。

(単位：％)

区 分 年 度	財政力指数 (単年度)	経常収支比率	公債費比率
平成20年度	1.74	65.7	0.6
平成19年度	1.61	61.2	1.7
平成18年度	1.48	64.3	2.7

ア 財政力指数

財政力を判断する指標として用いられ、この指数が1を超えるほど財源に余裕があるとされている。今年度は1.74と前年度に比べ0.13ポイント上昇している。

イ 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標として用いられ、通常75%程度に納まることが妥当と考えられており、数値が高いほど、財政が硬直化していることになる。今年度は65.7%と前年度に比べ4.5ポイント増加しているが、数値的には健全性を保持している。

ウ 公債費比率

公債費の増加が、将来の住民の負担を増加させることにつながり、かつ、財政構造の弾力性を圧迫することになるため、標準財政規模に対する公債費の一般財源所要額の比率を見るものであり、通常10%を超えないことが妥当とされている。今年度は0.6%と前年度に比べ1.1ポイント減少していることから、本町は町債に大きく頼ることのない財政運営に努めていることが伺える。

エ 人件費比率

人 件 費 比 率 の 推 移

(単位：％)

平成20年度	平成19年度	平成18年度
19.0	14.7	20.0

今年度の人件費は前年度比3,995千円の増額で、決算額における比率としては19.0%と、前年度比4.3ポイントの増加となった。これは、前年度までに大口中学校建設事業が終了したことなどにより、一般会計歳出額が対前年比で2,430,030千円 (23.0%) 減少したため、人件費としての比率が上がったことが主な要因である。

(6) 資金事情

本年度における一般会計及び特別会計の収支実績は、第1表のとおりで、本年度の出納閉鎖時における収入総額12,474,143,531円、支出総額11,692,724,769円、差引額781,418,762円の収入超過となっている。四半期ごとの資金収支の状況は、以下のとおりである。

ア 第1四半期

町税・地方特例交付金・地方消費税交付金などの収入及び前年度繰越金を合わせた収入があり、年度当初は6月の勤勉手当・期末手当、行政区交付金、大口中学校第2工区(前払金)、社会福祉協議会・コミュニティワークセンターへの補助金、国民健康保険特別会計などへの繰出金及び愛北広域事務組合・丹羽広域事務組合・江南丹羽環境管理組合への負担金などが主な支払であったものの、累計資金残高は2,574,463,296円となった。

イ 第2四半期

当期は、前期の資金残高に加え、町税・地方譲与税・地方消費税交付金・地方特例交付金、下水道事業受益者負担金などの収入があり、一般会計の歳出では、大口中学校第2工区、愛北広域事務組合・丹羽広域事務組合・江南丹羽環境管理組合への負担金、公債費などの支払があった。また、特別会計においては、公共下水道事業の公債費などが主な支払であったものの、累計資金残高が2,169,671,740円であった。

ウ 第3四半期

当期は、町税・地方譲与税・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方交付税、国民健康保険税などの収入があり、支出では児童手当、12月の勤勉手当・期末手当、公共下水道事業特別会計繰出金、愛北広域事務組合・丹羽広域事務組合・江南丹羽環境管理組合への負担金、社会福祉協議会補助金・コミュニティワークセンターへの補助金などの支払があったものの、累計資金残高が2,326,237,362円となった。

エ 第4四半期

当期は、支出において大口中学校第3工区、児童手当、公共下水道事業特別会計繰出金、愛北広域事務組合・丹羽広域事務組合・江南丹羽環境管理組合への負担金、公債費などの支払があり、期末累計において1月・2月は、資金不足であったものの、3月に町税・地方譲与税・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方交付税・国庫支出金・県支出金・諸収入などの収入があり、3月累計においては、2,068,715,932円の累計資金残高となった。

各会計間の資金運用の戻しなどの整理をした結果、収支差引きは収入超過となっている。収入の根幹である町税収入については、徴収率(法定普通税)96.6%で前年度を0.3ポイント下回った。主な要因としては、固定資産税が96.4%となり昨年度より0.2ポイント上昇したものの、個人町民税が93.1%と昨年度より0.5ポイント減少、法人町民税が99.7%と昨年度より0.1ポイント減少、軽自動車税が92.6%と昨年度より1.1ポイント減少したことによるものである。

第 1 表

平成 20 年度 各 会 計 収 支 実 績

(単位：円)

月 別 区 分	平成20年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
収 入	485,345,523	1,814,604,376	2,235,055,847	568,098,462	712,709,797
一般会計	443,183,467	1,499,252,344	1,939,077,896	287,752,376	503,256,160
特別会計	42,162,056	315,352,032	295,977,951	280,346,086	209,453,637
支 出	416,924,328	732,928,859	810,689,263	978,620,336	603,785,735
一般会計	357,214,573	415,480,940	562,769,008	766,205,767	347,928,139
特別会計	59,709,755	317,447,919	247,920,255	212,414,569	255,857,596
収 支 差 引	68,421,195	1,081,675,517	1,424,366,584	△410,521,874	108,924,062
累計収支差引	68,421,195	1,150,096,712	2,574,463,296	2,163,941,422	2,272,865,484

月 別 区 分	9 月	10 月	11 月	12 月	平成19年 1 月
収 入	708,559,842	534,157,318	486,540,264	1,558,557,143	524,876,134
一般会計	464,329,414	199,204,591	222,602,574	1,290,180,692	220,372,906
特別会計	244,230,428	334,952,727	263,937,690	268,376,451	304,503,228
支 出	811,753,586	905,216,650	577,174,553	940,297,900	761,148,510
一般会計	435,927,312	610,128,944	336,938,606	614,743,065	516,689,444
特別会計	375,826,274	295,087,706	240,235,947	325,554,835	244,459,066
収 支 差 引	△103,193,744	△371,059,332	△90,634,289	618,259,243	△236,272,376
累計収支差引	2,169,671,740	1,798,612,408	1,707,978,119	2,326,237,362	2,089,964,986

月 別 区 分	2 月	3 月	4 月	5 月	計
収 入	451,505,986	1,338,258,322	206,487,264	849,387,253	12,474,143,531
一般会計	239,317,958	898,661,835	104,700,647	469,742,950	8,781,635,810
特別会計	212,188,028	439,596,487	101,786,617	379,644,303	3,692,507,721
支 出	880,028,552	930,984,810	1,112,834,688	1,230,336,999	11,692,724,769
一般会計	668,624,445	545,735,410	739,318,523	1,229,211,941	8,146,916,117
特別会計	211,404,107	385,249,400	373,516,165	1,125,058	3,545,808,652
収 支 差 引	△428,522,566	407,273,512	△906,347,424	△380,949,746	781,418,762
累計収支差引	1,661,442,420	2,068,715,932	1,162,368,508	781,418,762	781,418,762

2 一般会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	20年度	19年度	摘 要
	決 算 額 A	8,950,591,000	10,905,352,000	
	執 行 率	8,781,635,810	11,179,346,227	
歳 出	予 算 現 額	98.1%	102.5%	
	決 算 額 B	8,950,591,000	10,905,352,000	
	執 行 率	8,146,916,117	10,576,945,914	
歳入歳出差引額 (A-B) C		91.0%	97.0%	
翌年度へ繰り越すべき財源 D		634,719,693	602,400,313	(形式収支)
実 質 収 支 (C-D) E		98,064,747	0	
単 年 度 収 支 (本年度E - 前年度E) F		536,654,946	602,400,313	
実 質 単 年 度 収 支 G		△65,745,367	88,319,488	
(F+財調積立+繰上償還金 - 財調取崩額)		782,450,502	9,696,315	
		(△65,745,367 +854,535,869 +0-6,340,000)	(88,319,488 +682,466,827 +0-761,090,000)	

平成20年度の一般会計決算は、予算現額 8,950,591,000円に対し、歳入決算額は8,781,635,810円、歳出決算額は8,146,916,117円で、歳入歳出差引額（形式収支）は634,719,693円であり、実質収支額は翌年度へ繰越すべき財源を差し引くと、536,654,946円となっている。また単年度収支額は、平成20年度の実質収支額から平成19年度の実質収支額602,400,313円を差し引き、65,745,367円の赤字となっている。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
20年度	8,950,591,000	8,993,602,063	8,781,635,810	12,189,527	199,776,726
19年度	10,905,352,000	11,383,611,397	11,179,346,227	25,042,376	179,222,794

歳入決算額は、収入済額8,781,635,810円となり、前年度 11,179,346,227円に対し、2,397,710,417円（21.4%）の減少となっている。

これは、地方特例交付金が前年度50,544,000円に対して本年度は80,677,000円、繰越金が前年度527,973,825円に対して本年度は602,400,313円と、それぞれ増額になったものの、町税が前年度 6,423,638,360円に対して本年度は6,076,890,924円、繰入金が前年度973,885,521円に対して本年度は377,088,626円、国庫支出金が前年度762,341,238円に対して本年度は201,890,787円、町債が前年度945,400,000円に対して本年度は町債の借り入れを行わなかったことなどが減額となったそれぞれの主な要因となっている。

② 歳 出

(単位：円)

区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
20年度	8,950,591,000	8,146,916,117	503,208,118	0	300,466,765
19年度	10,905,352,000	10,576,945,914	0	0	328,406,086

歳出決算額は8,146,916,117円で、予算現額に対し91.0%の執行率であり、前年度に対し2,430,029,797円（23.0%）の減少となっている。

これは、総務費が前年度1,648,579,894円に対して本年度は1,835,277,744円、民生費が前年度1,712,247,210円に対して本年度は1,766,634,288円、土木費が前年度998,124,388円に対して本年度は1,037,752,505円と、それぞれ増額になったものの、教育費が前年度4,540,998,984円に対して本年度は1,868,783,152円、公債費が前年度288,798,983円に対して本年度は253,146,335円、農業費が前年度155,265,342円に対して本年度は132,118,763円と、それぞれ減額になったことが主な要因となっている。

3 土地取得特別会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	20年度	19年度	摘 要
	決 算 額 A	235,000	2,000	
	執 行 率	233,136	0	
歳 出	予 算 現 額	99.2%	0.0%	
	決 算 額 B	235,000	2,000	
	執 行 率	233,136	0	
歳入歳出差引額 (A-B) C		99.2%	0.0%	
翌年度へ繰り越すべき財源 D		0	0	(形式収支)
実 質 収 支 (C-D) E		0	0	
単 年 度 収 支 (本年度E - 前年度E)		0	0	

平成20年度の土地取得特別会計決算は、予算現額 235,000円に対し、歳入決算額、歳出決算額とも233,136円となっている。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
20年度	235,000	233,136	233,136	0	0
19年度	2,000	0	0	0	0

歳入決算額は、収入済額233,136円で、前年度に対し233,136円（皆増）の増加となっている。これは、預金利子収入によるものである。

② 歳 出

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	支出済額	翌年度繰越額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
20年度	235,000	233,136	0	0	1,864
19年度	2,000	0	0	0	2,000

歳出決算額は、支出済額233,136円で、前年度に対し233,136円（皆増）の増加となっている。これは、預金利子を土地開発基金へ繰り出したことによるものである。

4 介護保険特別会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	20年度	19年度	摘 要
	決 算 額 A	891,783,000	794,530,000	
	執 行 率	759,365,796	753,532,197	
歳 出	予 算 現 額	85.2%	94.8%	
	決 算 額 B	891,783,000	794,530,000	
	執 行 率	725,797,987	727,323,217	
歳入歳出差引額 (A-B) C		81.4%	91.5%	
翌年度へ繰り越すべき財源 D		33,567,809	26,208,980	(形式収支)
実 質 収 支 (C-D) E		0	0	
単 年 度 収 支 (本年度E - 前年度E)		33,567,809	26,208,980	
		7,358,829	1,214,733	

平成20年度の介護保険特別会計決算は、予算現額 891,783,000円に対し、歳入決算額は 759,365,796円、歳出決算額は 725,797,987円で、歳入歳出差引額（形式収支）は 33,567,809円である。実質収支額は、形式収支額と同額である。また単年度収支額は、平成20年度の実質収支額から平成19年度の実質収支額を差し引き、7,358,829円の決算となっている。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
20年度	891,783,000	763,056,546	759,365,796	1,047,600	2,643,150
19年度	794,530,000	756,983,847	753,532,197	952,000	2,499,650

歳入決算額は収入済額759,365,796円となり、前年度753,532,197円に対し、5,833,599円（0.8%）の増加となっている。

これは、繰入金が前年度125,217,862円に対して本年度は122,222,717円、支払基金交付金が前年度199,739,218円に対して本年度は196,775,181円と、それぞれ減額になったものの、国庫支出金が前年度127,642,914円に対して本年度は130,306,701円、介護保険料が前年度171,157,700円に対して本年度は178,351,000円、県支出金が前年度96,694,957円に対して本年度は100,041,767円と、それぞれ増額になったことが主な要因となっている。

② 歳 出

(単位：円)					
区 分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
20年度	891,783,000	725,797,987	0	0	165,985,013
19年度	794,530,000	727,323,217	0	0	67,206,783

歳出決算額は725,797,987円で、予算現額に対し81.4%の執行率であり、前年度に対し1,525,230円（0.2%）の減少となっている。

これは、基金積立金が前年度13,865,814円に対して本年度は26,267,850円、地域支援事業費が前年度17,408,625円に対して本年度は25,251,167円と、それぞれ増額になったものの、保険給付費が前年度633,107,942円に対して本年度は622,320,108円、総務費内の一般管理費が前年度40,701,986円に対して本年度は35,488,224円と、それぞれ減額になったことが主な要因となっている。

5 国民健康保険特別会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	20年度	19年度	摘 要
	決 算 額 A	1,806,282,000	1,903,067,000	
	執 行 率	1,793,176,102	1,900,029,955	
歳 出	予 算 現 額	99.3%	99.8%	
	決 算 額 B	1,806,282,000	1,903,067,000	
	執 行 率	1,688,947,783	1,808,948,499	
歳入歳出差引額 (A-B) C		93.5%	95.1%	
翌年度へ繰り越すべき財源 D		104,228,319	91,081,456	(形式収支)
実 質 収 支 (C-D) E		0	0	
単 年 度 収 支 (本年度E - 前年度E)		104,228,319	91,081,456	
		13,146,863	△35,135,949	

平成20年度の国民健康保険特別会計決算は、予算現額 1,806,282,000円に対し、歳入決算額は 1,793,176,102円、歳出決算額は 1,688,947,783円で、歳入歳出差引額（形式収支）は104,228,319円である。実質収支額は、形式収支額と同額である。単年度収支額は、平成20年度の実質収支額から平成19年度の実質収支額を差し引き13,146,863円の黒字決算となっている。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
20年度	1,806,282,000	1,977,908,578	1,793,176,102	29,224,228	155,508,248
19年度	1,903,067,000	2,099,752,995	1,900,029,955	27,729,961	171,993,079

歳入決算額は収入済額 1,793,176,102円となり、前年度 1,900,029,955円に対し、106,853,853円（5.6%）の減少となっている。

平成20年4月から、新しい高齢者医療制度が始まったことにより、新たに前期高齢者交付金として338,168,606円支出したものの、療養給付費交付金が前年度492,023,035円に対して本年度は179,787,740円、国民健康保険税が前年度591,417,444円に対して本年度は495,737,403円と、それぞれ減額になったことが主な要因となっている。

② 歳 出

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	支出済額	翌年度繰越額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
20年度	1,806,282,000	1,688,947,783	0	0	117,334,217
19年度	1,903,067,000	1,808,948,499	0	0	94,118,501

歳出決算額は 1,688,947,783円で、予算現額に対し93.5%の執行率であり、

前年度に対し120,000,716円（6.6%）の減少となっている。

平成20年4月から、新しい高齢者医療制度が始まったことにより、新たに後期高齢者医療拠出金205,731,687円、前期高齢者医療拠出金277,018円が、また、平成20年4月から、健診が保険者に義務付けされたことにより、特定健康診査等事業費14,852,157円が新たに支出されている。

一方、老人保健拠出金が前年度331,851,581円に対して本年度は17,529,953円、介護納付金が前年度91,102,387円に対して本年度は76,611,275円と、それぞれ減額になったことが対前年度比減の主な要因となっている。

6 老人保健特別会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	20年度	19年度	摘 要
	決 算 額 A	152,906,000	1,365,620,000	
	執 行 率	113,474,566	1,223,111,585	
歳 出	予 算 現 額	74.2%	89.6%	
	決 算 額 B	152,906,000	1,365,620,000	
	執 行 率	111,744,599	1,223,111,585	
歳入歳出差引額 (A-B) C		73.1%	89.6%	
翌年度へ繰り越すべき財源 D		1,729,967	0	(形式収支)
実 質 収 支 (C-D) E		0	0	
単 年 度 収 支 (本年度E-前年度E)		1,729,967	0	

平成20年度の老人保健特別会計決算は、予算現額 152,906,000円に対し、歳入決算額113,474,566円、歳出決算額 111,744,599円で、歳入歳出差引額（形式収支）、実質収支額及び単年度収支額はいずれも1,729,967円となっている。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
20年度	152,906,000	113,474,566	113,474,566	0	0
19年度	1,365,620,000	1,223,111,585	1,223,111,585	0	0

歳入決算額は収入済額 113,474,566円となり、前年度1,223,111,585円に対し、1,109,637,019円（90.7%）の減少となっている。

これは、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されたことにより、老人保健制度はなくなったものの精算事務は必要なため、前年度より大幅な減額となったものである。なお、老人保健特別会計は平成22年度まで残される。

② 歳 出

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	支出済額	翌年度繰越額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
20年度	152,906,000	111,744,599	0	0	41,161,401
19年度	1,365,620,000	1,223,111,585	0	0	142,508,415

歳出決算額は 111,744,599円で、予算現額に対し73.1%の執行率であり、前年度に対し1,111,366,986円（90.9%）の減少となっている。

7 後期高齢者医療特別会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	154,592,000	19年度	摘 要
	決 算 額 A	140,971,187	—	
	執 行 率	91.2%	—	
歳 出	予 算 現 額	154,592,000	—	
	決 算 額 B	140,592,837	—	
	執 行 率	90.9%	—	
歳入歳出差引額 (A-B) C		378,350	—	(形式収支)
翌年度へ繰り越すべき財源 D		0	—	
実 質 収 支 (C-D) E		378,350	—	
単 年 度 収 支 (本年度E - 前年度E)		—	—	

平成20年4月1日から、75歳以上の高齢者に係る医療については、財政基盤の安定化を図るという考え方から、従来の医療保険制度から独立した、運営主体を全市町村が加入する広域連合とする後期高齢者医療制度が始まった。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
20年度	154,592,000	141,456,387	140,971,187	0	485,200
19年度	—	—	—	—	—

歳入決算額は収入済額 140,971,187円であり、これは主に特別徴収保険料75,755,000円、普通徴収保険料48,378,500円、保険基盤安定繰入金16,827,937円によるものである。

② 歳 出

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	支出済額	翌年度繰越額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
20年度	154,592,000	140,592,837	0	0	13,999,163
19年度	—	—	—	—	—

歳出決算額は 140,592,837円で、予算現額に対し90.9%の執行率であり、これは主に広域連合への負担として支出した、保険料123,764,300円、保険基盤安定負担金16,827,937円によるものである。

8 国際交流事業特別会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	20年度	19年度	摘 要
	決 算 額 A	537,000	509,000	
	執 行 率	845,382	628,971	
歳 出	予 算 現 額	157.4%	123.6%	
	決 算 額 B	537,000	509,000	
	執 行 率	36,400	13,780	
歳入歳出差引額 (A-B) C		6.8%	2.7%	
翌年度へ繰り越すべき財源 D		808,982	615,191	(形式収支)
実 質 収 支 (C-D) E		0	0	
単 年 度 収 支 (本年度E - 前年度E)		808,982	615,191	
		193,791	△13,780	

平成20年度の国際交流事業特別会計決算は、予算現額 537,000円に対し歳入決算額は 845,382円、歳出決算額は 36,400円で、歳入歳出差引額（形式収支）は 808,982円である。実質収支額は形式収支額と同額である。単年度収支額は、平成20年度の実質収支額から平成19年度の実質収支額を差し引き 193,791円の黒字決算となっている。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
20年度	537,000	845,382	845,382	0	0
19年度	509,000	628,971	628,971	0	0

歳入決算額は収入済額 845,382円となり、前年度628,971円に対し216,411円（34.4%）の増加となっている。

これは、繰越金が前年度628,971円に対して本年度は615,191円と、ほぼ同額であるのに対し、基金預金利子として230,191円の収入があったことによる。

② 歳 出

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
20年度	537,000	36,400	0	0	500,600
19年度	509,000	13,780	0	0	495,220

歳出決算額は 36,400円で、予算現額に対し6.8%の執行率であり、前年度に対し 22,620円（164.2%）の増加となっている。

これは、国際交流費が前年度13,780円に対して今年度は36,400円と、増額になったことが要因となっている。

9 公共下水道事業特別会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	20年度	19年度	摘 要
	決 算 額 A	896,082,000	980,005,000	
	執 行 率	858,137,806	935,191,906	
歳 出	予 算 現 額	95.8%	95.4%	
	決 算 額 B	896,082,000	980,005,000	
	執 行 率	857,872,835	934,639,869	
歳入歳出差引額 (A-B) C		95.7%	95.4%	
翌年度へ繰り越すべき財源 D		264,971	552,037	(形式収支)
実 質 収 支 (C-D) E		0	0	
単 年 度 収 支 (本年度E - 前年度E)		264,971	552,037	
		△287,066	314,763	

平成20年度の公共下水道事業特別会計決算は、予算現額896,082,000円に対し、歳入決算額は858,137,806円、歳出決算額は857,872,835円で、歳入歳出差引額（形式収支）は264,971円である。実質収支額は、形式収支額と同額である。

単年度収支額は、平成20年度の実質収支額から平成19年度の実質収支額を差し引き287,066円の赤字決算となっている。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
20年度	896,082,000	859,788,411	858,137,806	141,900	1,508,705
19年度	980,005,000	937,103,141	935,191,906	191,710	1,719,525

歳入決算額は収入済額858,137,806円となり、前年度935,191,906円に対し、77,054,100円（8.2%）の減少となっている。

これは、使用料及び手数料が前年度161,554,520円に対して本年度は189,279,595円、諸収入が前年度26,912円に対して本年度は2,670,774円と、それぞれ増額になったものの、繰入金が前年度360,700,000円に対して本年度は330,700,000円、町債が前年度234,700,000円に対して本年度は174,000,000円と、それぞれ減額になったことが主な要因となっている。

② 歳 出

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	支出済額	翌年度繰越額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
20年度	896,082,000	857,872,835	0	0	38,209,165
19年度	980,005,000	934,639,869	0	0	45,365,131

歳出決算額は857,872,835円で、予算現額に対し95.7%の執行率であり、前年度に対し76,767,034円（8.2%）の減額となっている。

これは、総務費（維持管理費）が前年度111,513,204円に対して本年度は135,987,961円、公債費が前年度277,662,895円に対して本年度は283,490,861円と、それぞれ増額になったものの、下水道建設費が前年度497,479,575円に対して本年度は396,316,151円、総務費（一般管理費）が前年度47,984,195円に対して本年度は42,077,862円と、それぞれ減額になったことが主な要因となっている。

10 農業集落家庭排水事業特別会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	20年度	19年度	摘 要
	決 算 額 A	24,028,000	25,770,000	
	執 行 率	20,233,075	24,097,992	
歳 出	予 算 現 額	84.2%	93.5%	
	決 算 額 B	24,028,000	25,770,000	
	執 行 率	20,233,075	24,097,992	
歳入歳出差引額 (A-B) C		84.2%	93.5%	
翌年度へ繰り越すべき財源 D		0	0	(形式収支)
実 質 収 支 (C-D) E		0	0	
単 年 度 収 支 (本年度E - 前年度E)		0	0	

平成20年度の農業集落家庭排水事業特別会計決算は、予算現額24,028,000円に対し、歳入決算額及び歳出決算額はともに20,233,075円で、歳入歳出差引額(形式収支)は0円である。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
20年度	24,028,000	20,387,070	20,233,075	0	153,995
19年度	25,770,000	24,300,192	24,097,992	12,770	189,430

歳入決算額は収入済額20,233,075円となり、前年度24,097,992円に対し、3,864,917円(16.0%)の減少となっている。

これは、分担金及び負担金が前年度225,200円に対して本年度は920,200円と増額となったものの、繰入金の前年度11,433,966円に対して本年度は6,791,485円と、減額となったことが主な要因となっている。

② 歳 出

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	支出済額	翌年度繰越額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
20年度	24,028,000	20,233,075	0	0	3,794,925
19年度	25,770,000	24,097,992	0	0	1,672,008

歳出決算額は20,233,075円で、予算現額に対し84.2%の執行率であり、前年度に対し3,864,917円(16.0%)の減少となっている。

これは、総務費が前年度24,097,992円に対して本年度は20,233,075円と、減額になったことが要因となっている。

1 1 社本育英事業特別会計

(1) 収支状況

区 分		(単位：円)		
歳 入	予 算 現 額	2 0 年 度	1 9 年 度	摘 要
	決 算 額 A	6,070,000	1,180,000	
	執 行 率	6,070,671	1,180,671	
歳 出	予 算 現 額	100.0%	100.1%	
	決 算 額 B	6,070,000	1,180,000	
	執 行 率	350,000	350,000	
歳入歳出差引額 (A-B) C		5.8%	29.7%	
翌年度へ繰り越すべき財源 D		5,720,671	830,671	(形式収支)
実 質 収 支 (C-D) E		0	0	
単 年 度 収 支 (本年度E - 前年度E)		5,720,671	830,671	
		4,890,000	△110,000	

平成20年度の社本育英事業特別会計決算は、予算現額6,070,000円に対し、歳入決算額は6,070,671円、歳出決算額は350,000円で、歳入歳出差引額（形式収支）は、5,720,671円である。実質収支額は、形式収支額と同額である。

単年度収支額は、平成20年度の実質収支額から平成19年度の実質収支額を差し引き4,890,000円の黒字決算となっている。

(2) 歳入歳出決算額

① 歳 入

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
2 0 年 度	6,070,000	6,070,671	6,070,671	0	0
1 9 年 度	1,180,000	1,180,671	1,180,671	0	0

歳入決算額は収入済額6,070,671円となり、前年度1,180,671円に対し、4,890,000円（414.2%）の増加となっている。

これは、寄附金が5,000,000円あったことが主な要因となっている。

② 歳 出

(単位：円)					
区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額
			繰越明許費	事故繰越	
2 0 年 度	6,070,000	350,000	0	0	5,720,000
1 9 年 度	1,180,000	350,000	0	0	830,000

歳出決算額は交付金が350,000円で、予算現額に対し5.8%の執行率であり、前年度と同額になっている。

1 2 財産に関する調書

区 分	前年度末 現在高	決算年度中増減高		決算年度末 現在高
		増	減	
公有財産				
土地	326,327㎡	3,896㎡	560㎡	329,663㎡
行政財産	305,300㎡	3,829㎡		309,129㎡
普通財産	21,027㎡	67㎡	560㎡	20,534㎡
建物	88,672㎡	1,304㎡	5,842㎡	84,134㎡
行政財産	88,240㎡	1,304㎡	5,842㎡	83,702㎡
普通財産	432㎡			432㎡
出資による権利				
尾張土地開発公社出資金	3,000千円			3,000千円
丹羽広域事務組合出資金	298,567千円			298,567千円
魚アラ処理公社出捐金	420千円			420千円
愛知県国際交流協会出捐金	120千円			120千円
地域活性化センター出捐金	210千円			210千円
一宮デザインセンター出捐金	4千円			4千円
愛知水と緑の公社出捐金	185千円			185千円
愛知県農林公社出資金	50千円			50千円
地方公営企業等金融機構出資金		1,300千円		1,300千円

13 基金の状況

基金名	前年度末 現在高	決算年度中増減高		決算年度末 現在高	区分
		増	減		
土地開発基金	千円 188,302	千円	千円	千円 188,302	現金 貸付金
財政調整基金	1,903,816	682,467	761,090	1,825,193	現金
社本育英事業基金	40,000			40,000	現金
国際交流事業基金	60,000			60,000	現金
地域福祉基金	71,500			71,500	現金
国民健康保険事業 財政調整基金	67,659			67,659	現金
ふるさとづくり基金	119,302		14,335	104,967	現金
介護給付費 準備基金	70,402	17,754		88,156	現金
都市計画事業基金	103,767	145		103,912	現金
学校施設整備事業 基金	1,039,261	150,634	186,995	1,002,900	現金
フレンドシップ 継承事業基金	11,968		1,017	10,951	現金

1 4 土地開発基金運用状況

土地開発基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要のある土地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を確保することを目的として設置されたもので、平成20年度末現在の基金は188,302千円である。

平成20年度中の増減はなく、前年度末と同額となっている。

基金は、前年度に引き続き大口町土地取得特別会計に17,027千円を貸し付けて運用している。

土地及び資金の運用状況

区 分	前年度末 現在高	決算年度中増減高		決算年度末 現在高
		増	減	
土 地	m ²			m ²
現 金	171,275,074円	円		171,275,074円
貸 付 金	17,027,252円			17,027,252円
合 計	188,302,326円	円		188,302,326円

◇ む す び ◇

決算審査の対象期間である平成20年度の日本経済は、昨年秋まで戦後最長の好景気を持続してきたところであるが、秋以降の世界的な金融危機により、下半期は過去に例を見ない速さで景気が悪化し、輸出や生産の急激な減少に加え、設備投資等の民間需要も減少するなど、戦後最大級あるいは百年に一度の経済的危機と比喻されるほどの厳しい状況となっている。

このような状況は、次年度に端的に影響が表れてくるものと考えるが、愛知県では、平成20年度一般会計決算において、県税収入の若干の落ち込みが見込まれるものの、平成19年度に引き続き黒字を確保する見込みであり、大口町においても同様な状況となっている。

一般会計における財政状況は、歳入については、一大プロジェクトである大口中学校建設事業が終了したことに伴う国庫補助金や基金繰入金、学校建設整備事業債の減額、さらには急激な景気後退による自動車関連企業を中心とした4億円ほどの法人町民税の減額などにより、前年度対比21.4%減で24億円ほどの減額となっている。

歳出についても、前年度対比23.0%減で24億3千万円ほどの減額となっている。この要因としては、財政調整基金積立金が増加したものの、前年度までに大口中学校建設事業が終了したことなどにより、教育費が26億7千万円ほど減額となったものである。

財政分析の指標としては、法人町民税の落ち込みなどにより、経常収支比率が前年度対比4.5ポイント増加してはいるものの、財政力指数は過去最高の1.74、また公債費比率は前年度対比1.1ポイントの減少となっており、平成20年度の大口町は前年度に引続き、健全な財政運営を維持することができている。

今後においては、社会経済情勢が先行き不透明な状況の中、より一層健全な財政運営を維持するための努力を期待するものである。

1 審査の内容

(1) 各部課室局の未納額(滞納)の整理について

ア 税務課関係

(ア) 各税の滞納繰越分の収納状況について

滞納繰越分の収納状況

区 分	調定額	収入済額	収納率	前年度収納率
町民税 個人	80,842 千円	12,557 千円	15.0%	16.5%
町民税 法人	3,926 千円	470 千円	12.0%	29.0%
固定資産税	90,302 千円	11,704 千円	13.0%	14.9%
軽自動車税	2,096 千円	314 千円	15.0%	22.3%
都市計画税	600 千円	158 千円	26.3%	8.5%

この表が示すように、都市計画税は、前年度より収納率が上昇しているが、町民税・固定資産税及び軽自動車税は、いずれも収納率は前年度を下回っている。また、不納欠損額は、町民税は、6,536千円、固定資産税は、5,579千円及び都市計画税は、17千円となっている。

(イ) 各税の滞納整理の対応策について

- a 少しでも滞納を減少させるために、収納グループを中心に税務課全職員が、各徴収地区を分担し、納税者の都合の良い時間帯に訪問し、納税促進の上徴収が行われている。
- b また、年度内に2回(8月と12月)を「特別強化徴収月間」として、滞納している納税者宅などを納税促進するなど徴収活動が行われている。
- c 収納率向上のための方策については、前年度に引き続き毎月第4金曜日午後5時30分より午後7時まで窓口延長し、第1及び第4日曜日午前10時より午後2時まで窓口開設が行われている。こうして少しでも窓口で収納できるようにされている。
- d 平成20年7月から平成21年1月まで、地方税法第48条に基づき、個人住民税の県による直接徴収の結果については、

引継金額 6,224,300円に対し、3,645,808円が
収納されており、収納率 58.6%の成果が上げられている。

e 監査したところ、各税の不納欠損額については、

(a) 個人町民税については、① 転出又は転出先不明などによる徴収不納が 105 件・5,333,584 円で、地方税法第 18 条が適用されている。② 所在不明又は死亡及び出国などによる徴収不納が 29 件・841,993 円で、地方税法第 15 条の 7 第 4 項及び第 5 項が適用されている。

(b) 法人町民税については、会社の解散などによる徴収不納が 4 件・360,000 円で、地方税法第 18 条が適用されている。

(c) 固定資産税については、① 転出又は破産などによる徴収不納が 67 件・5,232,550 円で、地方税法第 18 条が適用されている。② 死亡又は破産などによる徴収不納が 7 件・346,300 円で、地方税法第 15 条の 7 第 4 項が適用されている。

(d) 都市計画税については、徴収不納が 3 件・16,700 円で、地方税法第 18 条が適用されている。

(e) 軽自動車税については、転出などによる徴収不納が 18 件・58,400 円で、地方税法第 18 条が適用されている。

イ 戸籍保険課 関係

(ア) 国民健康保険税について

a 滞納繰越分の収納状況

平成 19 年度繰越額は 30,816,785 円で、滞納者数 329 人である。平成 20 年度繰越額は 30,363,600 円で、滞納者数 347 人である。

b 不納欠損額の状況

平成 18 年度 ・ 53,306,937 円

平成 19 年度 ・ 27,729,961 円

平成 20 年度 ・ 29,224,228 円

c 滞納繰越分の収納状況、不納欠損額の減少及び収納率向上のための施策などについて

(a) 平成 13 年 4 月から「大口町国民健康保険税滞納者対策実

施要綱」により、国民健康保険税の収納率向上を図るため、特別の事情なく国民健康保険税を滞納している世帯主に対して、短期被保険者証又は資格証明書が交付されている。

- (b) 平成20年度においては、納付しやすいように期割額を100円単位とし、さらに10月からは、年金からの特別徴収が実施され、収納率向上に努められている。
- (c) 年度間2回、「8月及び12月を徴収の強化月間」として、土曜日及び日曜日を含めた納税相談、また、年末の家庭訪問や随時の納税相談などが実施されている。
- (d) こうして納税意識が行われ、滞納者への接触の機会を増やし、国民健康保険制度の趣旨又は仕組みなどを理解してもらい、公平・平等性の原則に立ち、新規滞納者の抑制に努められている。
- (e) また、税務課収納グループと滞納者に対する情報共有など、国民健康保険税のみならずお互いの収納率向上につなげていくこととし、色々な方策について努力のあとが認められる。
- (f) 監査したところ、国民健康保険税の不納欠損額について

① 納期限から5年以上経過しているもの

平成13年度分・・・728,050円

平成14年度分・・・23,022,828円

平成15年度分・・・3,493,450円

小 計・・・27,244,328円

② 居所不明等で3年経過しているもの

☆ 平成17年度中に職権消除されているもの

11世帯・・・1,944,500円

☆ 平成17年度に発生し、外国人で転出先不明のもの

1世帯・・・35,400円

小 計・・・1,979,900円

合 計(①+②)・・・29,224,228円

(イ) 後期高齢者医療保険料について

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まり、保険料の納付方法は、原則、年金からの特別徴収であるが、それが不可能な場合は普通徴収となる。特別徴収については収納率100%であるが、一方の普通徴収は99.0%であった。

この後期高齢者医療制度は、新しく始まった制度ということも

あり、保険料が未納となる場合が多かったため、督促状を送送する前に、まずは未納の案内をした。さらに未納が続く場合には臨戸訪問をして制度の説明を行い、納付を促した。

今後は、未納となった保険料の徴収や滞納を未然に防ぐため、制度の周知に努め、税務課収納グループと滞納者に対する情報を共有するなど、さらに連携強化を図り、収納率向上につなげていくこととされている。

ウ その他の滞納について

(健康生きがい課・保育所・都市整備課及び学校教育課)

(ア) 健康生きがい課 関係

a 介護保険料の滞納繰越分の収納状況

- (a) 未収額については、① 平成19年度は、現年分が1,328,100円、滞納繰越分が1,171,550円となっている。② 平成20年度は、現年分が1,552,850円、滞納繰越分が1,206,100円となっている。
- (b) 不納欠損額については、① 平成19年度は、滞納者数49人、欠損額952,000円となっている。② 平成20年度は、滞納者数41人、欠損額1,047,600円となっている。

b 介護保険料の収納についての対応策について

- (a) 介護保険法第131条以下の規定に基づき、納付義務者で、原則として特別徴収の場合については、65歳到達された方は、年金支給額から差引かれる取扱いとなっているため、安定して高い収納率を示している。
- (b) 納付義務者が、普通徴収の場合については、収納率は低下しており、不納欠損額も増加傾向にある。
- (c) 介護保険料の普通徴収となった納付義務者については、
 - ① 電話で納付態勢をしたり、介護保険料に対する理解を求め、健康生きがい課全職員で対応に努力されているところである。
- (d) 介護保険法第200条に基づき、介護保険料の時効は2年とされているが、第2項により「徴収金の督促」は、民法の規定に関わらず「時効中断の効力が生ずる」

とされている。

- (e) こうしたことから、長期滞納者（介護保険料や税金などの滞納と重なった方が目立つ）に対しては、戸別訪問により納付態勢が行われている。（① 介護保険料の納付の理解をしてもらうこと、② 生活困窮者に対しては、分納を推進すること、③ 納付相談や口座振替の勧奨をすること、④ 介護保険料の滞納による介護サービスの給付制限について周知啓発を行っていること、⑤ 関係部課室と連携を図りながら収納率向上に努められていること） こうして、健康生きがい課全職員でそれぞれ対応に努められていることが認められる。

(イ) 保育所 関係

保育料と園児の主食代については、未納の発生はあるものの、関係職員の努力の甲斐あって、保護者と話し合いの上分割納付されており、円滑に進められていることが認められる。

(ウ) 都市整備課 関係

a 下水道などの滞納繰越分の収納状況

- (a) ① 受益者負担金については、前年度からの滞納繰越額 1,329,900 円、収納額 403,800 円、翌年度滞納繰越額 797,700 円、収納率 30.4%、② 下水道使用料については、前年度からの滞納繰越額 389,625 円、収納額 224,305 円、翌年度滞納繰越額 151,820 円、収納率 57.6%、③ 農業集落家庭排水使用料については、前年度からの滞納繰越額 189,430 円、収納額 53,210 円、翌年度滞納繰越額 136,220 円、収納率 28.1%、となっている。
- (b) 不納欠損額については、① 受益者負担金は、128,400 円で、3 人（2 人は転出者で、1 人は町内居住者）となっている。② 下水道使用料は、13,500 円で、3 人（いずれも転出者）となっている。

b 納付についての対応策について

未納となった方については、①督促状の送付や戸別訪問す

るなどして納付態勢に努められている。② それでも理解が得られない方や生活が苦しいなどの理由により、支払いされない方については、戸別訪問を重ねるなど根気よく理解を求め、収納率向上に努められていることが認められる。

c 下水道使用料の取り扱いについて

平成19年度の途中から使用・利用の徴収事務を、丹羽広域事務組合水道部に委託し、一括徴収により収納率向上に努められている。

(エ) 学校教育課 関係

学校給食費については、未納の発生はあるものの、関係職員の努力の甲斐あって、件数も少なく未然防止に努められていることが認められる。

(2) 各部課室局の不正防止対策の取組みについて

ア 内部監査について

(ア) 各課室局の日常の現金取り扱いと予算執行面での内部監査については、それぞれ課室局の事務事業の規模によって監査の手法は異なるが、一人の者に任せず複数の者が関与でき、日常監視できる仕組みとなっている。また、決裁段階でも各幹部の牽制システムを配慮した取扱いとなっている。

こうしたことは、それぞれ課室局の規模・事務の内容などに適した方法で行われており、それぞれ事務の流れから、概ね適切に実施されていることが認められる。

(イ) 機械化に伴う監査については、① 政策推進課における給与事務、

② 税務課における諸課税通知事務、③ 戸籍保険課における国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料等の通知事務、④ 健康生きがい課における介護保険料の通知事務などについて、一部外部委託する資料と入力されたものとの突合を行い、通知書発送前に間違っていないかどうかを検証することとし、良い結果をもたらしているといえる。

イ 行政(指導)監査について

各課の行政(指導)監査の方法については、それぞれ支援金(補助金・交付金など)及び負担金等の目的・交付内容・受給団体等の要綱によっても異なるが、① 概況程度、② 条例・規則(要綱)等に基づき提出された収支計算書の検討程度、③ 関係諸帳簿・書証等の現場における調査(いわゆる実地調査)等の方法により実施されており、概ね適正に指導されていることが、関係資料及び関係者の説明から認められる。

2 平成20年度の主要施策について

平成20年度の予算編成に当たり、『施政方針として「地方が主役」「住民が主役」の時代が到来した。国の地方分権改革推進委員会では、「地方の活力なくして国の活力はない。」と住民に最も身近な基礎自治体が、住民ニーズや地域特性を踏まえて、様々な行政分野で独自性のある施策を展開し、自立した「強い大口町」の創出は、第6次大口町総合計画を始めとするこれまで大口町が目指してきた自治の姿と軸を一にするものであり、今後も「財政基盤の強化」「効率的な行政運営」「地域の課題解決」に取り組む云々。』と述べられ、本町の政策について次の5点を重点施策とし、推進することが位置づけられている。

第1点「全町農業公園構想」

第2点「住民の参画と参加のまちづくり」

第3点「サイバータウン構想」

第4点「安全・安心のまちづくり」

第5点「生涯学習構想」

これらの施策の推進状況について、検討したところ以下のとおりである。

(1) 「全町農業公園構想」について

ア 建設農政課 関係

全町農業公園構想では、農地のもつ様々な機能を5Kの言葉(環境・健康・教育・交流及び景観)に結びつけて展開されている。

具体的には、① 水田を利用したれんげ祭り、古代米事業、保育園への食材提供事業、② 堆肥を利用した安全・安心な野菜作りを行う事業、枝豆狩りの実施、町内でとれた野菜の販売を行う朝市など、③ 町内保育園児を対象とした田植えから収穫、そして自分たちで食べるまでの農作業体験等を、町内の団体との協働により実施されていることなど、関係者の努力により成果を上げていることが認められる。

なお、平成20年度から給食センター及び各地域のごみ収集場に毎

月集積される「てんぷら油(植物系油)」にメタノールなどで化学反応させて製造したBDF(バイオディーゼル燃料)を、農業者支援対策として希望者に無償配布し、トラクターなどの農耕用車両や農業用施設(ボイラー燃料)として利用されている。

イ 保育所 関係

- (ア) 全保育園については、食育研究と実践が行われている。
- (イ) 大口町立南・大口町立中・大口町立西保育園については、親話会の協力による田植え、稲刈りなどの農業体験や餅つきが行われている。
- (ウ) 大口町立北保育園については、地域の方の協力により、園児の農業体験や朝市会(大口町園児の食と農を考える北支部会)からの食材納入及び交流が行われている。

ウ 学校教育課 (給食センター) 関係

本町では、地産地消を推進するため、学校給食の食材に町内で取れた、キャベツ・ブロッコリー・大豆・米・黒米・水菜及びセロリを使用した給食が提供されている。

エ 生涯学習課 関係

(ア) いこい工房整備事業

地産地消の促進を図るため、大口町中央公民館旧管理人室を平成19年度に改造し「いこい工房」の整備が行われ、平成20年度も引続き施設の整備が行われている。今後も、地域の活動グループによる地元農作物等を活用した「パン作り」等をより一層促進するよう努められている。

(イ) 図書館運営事業

家庭菜園をするための栽培方法の図書を四季折々揃えることで、各家庭での自給率向上に努められている。

(ウ) 歴史民俗資料館運営事業

本町では、過去は自給自足の生活が一般的であった生活様式を検証し、現代生活と比較することで、自給率向上のヒントが得られるよう調査・研究をし、企画展などの展示に生かすよう努められている。

(2) 住民の参画と参加のまちづくり

ア 地域振興課 関係

地方分権推進事業として大口町まちづくり基本条例案の策定に取り組んだ。「(仮称)大口町町民参加条例策定会議」が中心になり、行政区ごとの地区懇談会やまちづくり活動団体へのグループインタビュー等、きめ細かな住民参加によって寄せられた、条例骨子・構成案に対する意見を精査・検討し、大口町が備えるべき条例案を取りまとめている。

(ア)「大口町NPO活動促進条例施行規則」に基づく支援

元気なまちづくり事業の承認件数 20件

(イ)「大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱」に基づく支援

元気なまちづくり事業助成件数 6件

(ウ)「大口町まちづくり道具箱整備事業助成金交付要綱」に基づく支援

まちづくり道具箱整備事業助成件数 3件

(エ)「大口町NPO活動促進条例施行規則」に基づく団体登録の推進

「大口町まちづくり団体」6団体

「大口町NPO団体」31団体

(オ)「大口町まちづくり団体」「大口町NPO団体」との協働

(カ) 大口町ふれあいまつりは、大口町NPO登録団体である「まちづくり応援隊・太助」を中心に行われている。

(キ) 憩いの四季(老人福祉センター)の管理については、大口町NPO登録団体「憩いの四季」が指定管理者として委託されている。

(ク) 男女共同参画の啓発事業が、大口町NPO登録団体「おおぐち男女共同参画懇話会」に協働委託されている。

(ケ) 大口町多文化共生啓発事業が、大口町NPO登録団体「サラダボールCo.」に協働委託されている。

(コ) やろ舞い大祭が、大口町NPO登録団体「やろ舞いプロジェクト」に協働委託されている。

(サ) まちづくり団体情報発信事業及び町民活動センターに関する調査・啓発事業が、大口町NPO登録団体「町民活動まかせてネット」に協働委託されている。

イ 福祉こども課・児童館・保育所 関係

(ア) 地域交流活動

a 大口町立南保育園・・・祖父母、地域老人との交流会(七夕・夏

祭りなど) お茶会

- b 大口町立西保育園・・・老人クラブとの交流会(七夕・夏祭りなど)、収穫祭、紙芝居の読み聞かせ
- c 大口町立中保育園・・・「城址の共・こども応援隊」との花壇づくり
- d 大口町立北保育園・・・地元の農家の協力による農業体験や餅つき、上小口地区住民の協力による夏祭り、老人交流会
- e 大口町各児童センター・・・① 「地域活動連絡協議会(元気クラブ)」を主体としたセンターまつり、健康増進、夏休み企画、おやつ作りなどの健全育成事業、② 子育て支援事業、子育てサークル活動、③ 絵本の読み聞かせ

(イ) 協働事業

- a 子育て情報誌作成事業(協働委託事業)

子育て情報誌を大口町NPO登録団体(子育て支援グループ)と協働で作成することとし、より子育て中の保護者の目線に近い内容の子育て情報誌が作成されている。

ウ 健康生きがい課 関係

「健康おおぐち21」計画の推進5年目として、計画推進の作業部会でもある「健康クラブ笑顔21」及び「健康推進員」や「健康教室OBの団体」など、住民の力を借りながら、中間評価を踏まえ、メタボリックシンドローム予防活動を始め、生活習慣病予防対策に協働で取り組むなど、町民の健康づくり事業が推進されている。

エ 学校教育課 関係

平成16年度から住民(公募・地区代表・PTA)参加のもと「明日の学校づくり検討委員会」を立ち上げ、ハード、ソフトの両面について検討されている。平成20年度においては、大口北小学校移転に伴い、検討委員会が4回開催されている。

オ 生涯学習課 関係

(ア) 各種講座・大会等

- ① 生涯学習講座等が文化協会の団体等により実施されている。
- ② 各種大会についても体育協会の団体による実施委託や町民体育祭などのように住民による実行委員会に委託するなど、住民

の参画と参加に努められている。

(イ) 生涯学習施設の維持管理

施設の利用者自らが管理や清掃に関わるしくみを作り、施設がよりよい形で維持管理できるよう取組まれている。

(ウ) 図書館の運営事業

児童向けの「おはなし会」を登録団体ボランティアや町内のボランティア団体協力のもと開催されている。

(エ) 歴史民俗資料館の運営事業

伝統芸能保存会を通じ、祭囃子などの伝統芸能の保存に力がそそがれている。

(3) サイバータウン構想

ア 地域振興課 関係

(ア) 「元気な町おおぐち」を積極的に情報発信するために、動画配信サイトの充実、デジタルミュージアムのコンテンツ追加、あんしん・安全ねつとの利用拡大を図ると共に、サイバータウン・プラン第三章「住民の参画と参加のまちづくり」の推進、新たなコミュニティの創造、誰でも・いつでも・どこからでも、参加できるネットワークの構築が推進されている。

(イ) あんしん・安全ねつとを利用して、有益な情報を配信すると共に、広報紙などで加入を呼びかけたことで、平成20年度は、28%増という大幅な加入者の拡大が図られ成果を上げていることが認められる。平成20年度は、次のとおりである。

① 登録者数・・・防災900件、防犯1,381件(全校区・校區別計)、消防981件、生活819件、気象864件

② 配信件数・・・防災2件、防犯20件、消防21件、生活18件、気象24件

(ウ) 「おおぐちデジタルミュージアム」は、大口市歴史民俗資料館の企画展の紹介コーナーが追加されている。

(エ) 「Cyber Community おおぐち」は、やろ舞い大祭、ふれあいまつり、憩いの四季まつりなどを撮影すると共に、新たな試みとして、町内の団体から提供された動画を再編集して配信されている。平成20年度は、次のとおりである。

① 動画本数・・・127本

② 動画閲覧件数・・・59,487件

(オ) 今後とも住民参加型のサイト運営を模索しながら、積極的な情

報発信を続けることとされている。地域振興課が担当することになった利点を生かし、幅広い団体と協力しながら、今まで以上に「元気！ おおぐち」を発信することとされている。

(カ) 暮らし楽々まちづくり事業(コミュニティバスの運行)

バス利用者の利便性の向上を図り、インターネットを介した情報サービスを提供されている。町のホームページについては、ルートや時刻表の閲覧及びダウンロードを可能にし、町の携帯サイトでは、時刻表・乗り換え検索サービスが提供されている。

イ 学校教育課 関係

大口町サイバータウン構想の推進を基に、整備されたインターネット網を利用して地域と学校を結ぶ「スクールネット」が構築されている。また、ホームページを使った開かれた学校づくり、興味を持てるような授業づくりや緊急メール発信を使った児童の安全確保などIT活用が進められている。

ウ 生涯学習課 関係

(ア) ウェブ上で予約状況が確認できる施設が増加されている。

(イ) 生涯学習講座等の紹介と募集をホームページに掲載することでリアルタイム対応することとされている。

(ウ) 図書館の運営事業

① ホームページで、新着図書の紹介や ベストリーダ、予約リクエストの利用情報、その他行事開催の案内などが発信されている。

② インターネット発注により、貸出開始までの日数が短縮されている。

③ ホームページ 公開サーバの入れ替えが行われ、環境も整備されている。

(エ) 歴史民俗資料館運営事業

ホームページに「史跡・文化」をアップし、町内外の方に、史跡説明などが掲載されている。

(4) 安全・安心のまちづくり

ア 町民安全課 関係

(ア) 消防施設事業として、町内の水利未設置地域への消火栓の設置や水利の老朽化に対する修繕が行われ、緊急時に備えられている。また、緊急地震速報等の重要な情報が伝達できるように、全国瞬

時警報システム(J. アラート)を導入し、災害時の重要な情報を伝達できる体制が整備されている。

- (イ) あんしん・安全ねっとメールサービス情報(消防情報21件・防犯情報12件)配信を有効活用し、メールサービス登録者に情報提供ができるようになっている。
- (ウ) 新宮地区が新たに地域安全パトロール隊を結成し、余防隊が新たに青色回転灯防犯パトロールを開始している。また、地域安全パトロール情報「速報版」が4回と「情報版」が2回発信されている。
- (エ) 一般住宅及び共同住宅の防犯対策を行う者に対し、防犯対策補助が実施されている。平成20年度は、80件・552,000円が支払われている。
- (オ) 火災警報器を購入し設置したものに対して、火災警報器購入者に補助が実施されている。平成20年度は1,377件・3,346,000円が支払われている。

イ 地域振興課 関係

- (ア) 暮らし楽々まちづくり事業(コミュニティバスの運行)

小学校児童の安全・安心を確保するため、通学距離の長い大口北小学校及び大口南小学校の低学年児童の下校時にスクールバスが運行されている。

ウ 保育所 関係

- (ア) 保育園事業

愛知県警婦人警官あゆみを講師に招き、自転車乗車時におけるヘルメットの着用義務化と後部座席のシートベルトの義務化に伴い、園児に対して交通安全教室が実施されている。標識や絵を見せながら、交通ルールを守る大切さ、自分から交通安全に気をつける心構えが指導されている。また、地震体験なまず号で地震の怖さを体験している。

エ 建設農政課 関係

- (ア) 交通安全施設整備事業として、町道野合線に歩道が設置され、さらに、安全対策として、カーブミラー及び区画線などの整備が行われている。また、道路用地の取得をして、道路拡幅することにより、緊急車両の進入路の確保が行われている。

オ 学校教育課 関係

- (ア) 大口北小学校及び大口南小学校の低学年の巡回バスを利用した、下校が実施されている。また、安全パトロール協議会を中核としたPTA・民生児童委員及び老人クラブなど、地域と一体となったパトロール体制の強化が図られている。
- (イ) 青色パトロール車による、巡視活動を月2回実施するとともに、全小学校を対象に「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」の指定を愛知県教育委員会から受け、警察OBによる通学路の巡回指導を始め、危険か所の把握と改善に努められている。

カ 生涯学習課 関係

- (ア) 施設駐車場等は、できるだけ外部から死角にならないよう、また、交差点が見づらい状態にならないよう、生涯学習施設の道路に面した除草・剪定などが優先的に行われている。
- (イ) 生涯学習施設の照明なども整備されている。
- (ウ) 図書館運営事業
「振り込め詐欺」や「悪徳商法」に遭わないための図書を揃え、町内の高齢者に紹介するなど、未然防止に努められている。
- (エ) 歴史民俗資料館運営事業
心を癒す一服の清涼剤になるよう、大口町に昔から伝わる物語を活字化した。

(5) 生涯学習構想

ア 生涯学習課 関係

- (ア) 公民館分館活動の推進と、その拠点となる学共施設の修繕を積極的に行うよう位置づけ、公民館分館活動に取り組む地域の学共から空調機の更新工事が行われている。
- (イ) 家庭教育推進事業については、新たに地域にある竹林を利用した「親子竹の子道場」を開催し、父親が積極的に参加できる事業として取組まれている。
- (ウ) 親子ふれあい広場事業については、町内の子育て団体が協力して企画・運営するような形態での実施がなされている。
- (エ) 図書館運営事業
役に立つ図書館・利用しやすい図書館づくりを目指し、次の事項が実施されている。

- a 平成20年4月から「週6日開館」が実施されている。
 - b 館内照度の改善が行われ、一般図書室の照明器具の増設及び既設照明器具の移設により、見やすい環境整備に努められている。
 - c 本や雑誌のリサイクルの実施により、図書を有効に活用されている。
 - d 棚板の変更が行われ、高書架の棚板を全般的に下げ、手に取りやすい位置になるように工夫されている。
 - e 不審者対策として、死角箇所にミラーが設置されている。
- (オ) 歴史民俗資料館運営事業
- a 文化財の掘り起こしで、平成20年度は、余野神社の「木製獅子狛犬」が、町指定の文化財に指定されている。
 - b 歴史民俗資料館における企画展については、町民の知的欲求を満たし、また、家族で楽しめる町民参加型の企画展が実施されている。

イ 学校教育課 関係

生涯学習社会の実現、生涯学習のまちづくりを目指して、大口町の子どもたちが生涯学習の基礎を培うとともに、活力ある社会の形成者としての資質を育てる学校を創るため、町を構成する全ての人々が知恵を寄せ合い、力を合わせていく社会的なしくみを創ることが大切であると考えられる。

その具体的な施策として、次の5点が実施されている。

第1点 子どもを取り巻く安全な環境づくり

- ① 登下校及び校内の安全確保

第2点 将来を見すえた安全で活力にあふれる学校づくり

- ① あいさつ運動の展開
- ② 中学校の統合

第3点 まちづくりと係わる大口バージョンの学校づくり

- ① 新しい中学校づくり

第4点 基礎基本の定着と特色ある学校教育の推進

- ① 基礎基本の確実な定着と体験の重視
- ② 地域に根ざした特色ある学校づくり

第5点 地域の信頼に応える学校教育の推進

- ① 教育研究の充実と教職員の力量の向上
- ② 開かれた学校づくり

3 その他主な政策行事等について

(1) 総務部 政策推進課 関係

ア 町単独で実施された主な研修について、「目標管理制度」を活用した「人事評価制度に関する研修」が実施されている。この制度は、組織全体で取組むべき内容であることから、全階層の職員が人事評価に関する共通認識が得られるよう、全職員を対象として、平成20年7月には、主として「目標設定の目的及び役割」について、平成21年2月には、主として「目標の進捗管理及び目標設定や達成評価の面談の進め方」について、評価者である管理職員と被評価者である一般職員とで、内容を一部変更しながら実施されている。

イ 地方公務員として、公務の効率化を目指し、職員の資質向上及び能力開発に努められている。また、専門的知識などを習得するため、各種研修への参加が実施されている。

(2) 総務部 行政課 関係

ア 各種制度改正等に適合した電算処理を行うため、プログラム修正を行うとともに、安定的な運用を行うため、システムの保守が行われている。

イ 特に、住民税・固定資産税等の制度改正に対応されている。

(ア) e L T A Xの一部導入

年金給与支払報告の電子データ受信と年金所得に係る住民税の年金特別徴収に対応させるため、e L T A Xを一部導入している。

e L T A Xの利用には、L G W A N回線を利用したA S Pサービスが採用されている。

ウ 統合型G I Sの導入

庁舎内の地図情報の有効活用を図るため、統合型G I Sを導入している。それぞれの所管課が所有する図面データを、今後の更新を考慮して互換性の高い形式に変換後取り込み、資源の有効活用が図られている。

(3) 地域協働部 町民安全課 関係

ア 行政区交付金事業について

(ア) 地域コミュニティの活性化や住民自治の確立を目的として、町から各行政区に対する依頼業務及び自治推進事業に、必要となる経費について交付されている。このことは、本町が目標としている住民自治を確立するため、これら事業を足掛かりに、地域のことは地域の意思で決定し、実践できる事業へ移行することを目的とされている。

(イ) 事業の推移については、平成19年度から交付金を当初交付及び実績交付とし、その中身を権限・財源の移譲につながるように区長会での意見を反映し、平成20年度では特に項目や交付単価について見直しが行われている。

a 項目の追加について

① 防犯灯修繕

② 自主防災組織設備修繕

③ 防犯活動費任意団体用助成

b 交付単価を交付割合等に見直した

(4) 地域協働部 環境課 関係

ア 循環型社会形成事業

(ア) 平成20年度循環型社会形成事業については、資源分別の徹底を図るため、スタンプカード制度が実施され、有機資源(剪定枝)の分別収集に努められている。スタンプカード制度の取組みについては、平成20年度末現在で4,428世帯(57.63%)の世帯で登録されており、町内各世帯とも積極的に資源分別に取組まれていることが認められる。

(イ) 有機資源の分別については、回収された剪定枝の量、利用人数ともに平成19年度の2倍程度の利用があった。

① 剪定枝等回収量 334.02t(168.62t)

② 利用者数 3,016人(1,469人)

(注) 括弧内は、平成19年度の実績

(ウ) これらの取組みにより、平成20年度に焼却に回されたごみの量については、平成19年度比で7%減少していることが認められる。

(5) 地域協働部 地域振興課 関係

ア 生活・雇用支援緊急対策事業

(ア) 経済不況に伴う生活・雇用情勢の悪化を緩和するため、緊急的

な措置として、事業主の都合による解雇や雇用契約満了による雇止めにより離職された人(若しくはされる人)を対象に、次の事業が実施されている。

① 「生活・雇用支援相談窓口」の設置

② 住宅の提供(6か月間で最長1年間)

③ 融資に伴う保証料及び利子(貸付利率年1.5%)の補助

※ 「解雇等による住居喪失者に対する就職安定資金融資事業(厚生労働省)に基づく融資に限る。

④ 町臨時職員の雇用(6か月間で最長1年間)

⑤ 介護施設等への就労支援

◎ 事業所(介護施設等)説明会の開催

◎ ホームヘルパー2級養成講座の開催

※ 雇用確保と不足する介護等の人材確保のため、介護施設等への就労に必要な資格取得を支援するものである。

(イ) 今後も引続き情勢を見極めながら、住宅の提供や町臨時職員の雇用を中心に事業を展開されることになっている。

(6) 健康福祉部 戸籍保険課 関係

ア 子ども医療費助成事業

(ア) 平成20年度から名称を、「乳幼児医療」から「子ども医療」に変更され、県費助成を上回る町単独の医療助成が実施されている。

(イ) 0歳から小学校未就学児までの通院と0歳から中学校卒業までの入院については、県費対象事業として保険診療分の自己負担全額助成が行われている。また、小学校1年生から中学校卒業までの通院については、町単独事業として保険診療分の自己負担額の全額助成が行われている。

(ウ) 県費助成と町単独助成がひと目で分かるようにするため、受給者証の番号を2種類にしている。このため証の更新が小学校就学時に必要となり、平成21年3月にはじめて行われたが、受給者に対しては、助成金の財源は、税金であることやジェネリック医薬品の利用を勧め、啓発チラシも同封されている。

(エ) 平成18年度から実施されている乳幼児医療拡大に係る申請や県外受診等の申請については、引き続き窓口受付が行われている。

(7) 健康福祉部 福祉こども課 関係

ア 障がい者自立支援事業

- (ア) 「自立支援給付」については、全国一律のサービスを提供することになっており、適切に実施されている。
- (イ) 「地域生活支援事業」については、地域の特性や利用者の状況に応じた、柔軟なサービスを提供することになっており、本町の実情に合ったサービスの提供がなされている。サービスの内容については、近隣の状況を参考に見直しをすることを考えている。
- (ウ) 平成20年7月から実施された自己負担上限額の見直しにより、サービスの利用者からは、昨年より自己負担上限額が引下げになったことにより、サービスをより利用しやすくなったとの報告を受けている。

(8) 健康福祉部 健康生きがい課 関係

ア 敬老事業

- (ア) 従来の敬老事業を、「祝い金事業」と「ふれあいのつどい事業」の2本立てとし、単身高齢者など、地域の中へ出て行く機会が少なくなっている高齢者を、地域社会の一員として積極的にコミュニケーションを図ってもらう、きっかけとなるように、また、閉じこもりやうつ状態にならないよう、地域の住民に支えてもらうため、75歳以上の高齢者に対して、「ふれあいのつどい事業」が実施されている。
- (イ) 各区長を始め、区役員・民生委員・各組役員(常会長)及び健康推進員など住民の協力を得て、事業対象人数 1,594人のうち約半数の847人の高齢者が、それぞれ地区が開催する独自性、特性を生かした「高齢者ふれあいのつどい」に自発的に参加されている。
- (ウ) 事業の見直しにより2年度目を迎えたが、特に、各地域で催されている「ふれあいのつどい事業」は、地域による高齢者のコミュニケーションを図り、閉じこもることなく、生き生きと暮らせる地域社会をつくることを目的としており、各地域の敬老事業として定着することが望まれている。

(9) 建設部 建設農政課 関係

ア 調整池整備事業

- (ア) 住宅浸水軽減のため、余野地区に調整池を設けることとし、国庫補助の採択を受けて、2か年で調整池の整備工事が行われている。

(10) 建設部 都市整備課 関係

ア 緑化推進事業

- (ア) 家屋新築者に対して、無料で苗木が取得できる「緑化木交付券」が提供されている。
- (イ) ふれあい祭りでも無料で苗木を提供するなど、緑化意識の高揚に努められている。
- (ウ) 「保全地区」及び「保存樹木」の指定を行い、交付金を交付し、緑化推進に努められている。

イ 雨水排水路改修事業

郷浦排水路改修については、水害の軽減を図るため、平成12年度から整備が進められ、1,473mが完了している。残り190mについては、平成22年度までに改修が行われることになっている。

平成20年度施工された工事は、次のとおりである。

雨水排水路改修工事費・・・35,542,500円

延長・・・L=169m

開渠・・・(L型水路工法 2,600×1,850)

※ 整備目標延長・・・1,663m

4 終わりに

平成20年度の決算審査の結果については、大口町一般会計及び特別会計ともに、予算の執行は、適正かつ効率的に時宜に適した執行がなされていることが認められます。

なお、軽易な指摘事項については、審査時においてその都度指摘し、検討を行っており、今後の事務改善に資されることを望みます。以上をもって、平成20年度の決算審査のむすびとします。